

改正

昭和43年 3 月30日 条例第12号
昭和44年 3 月31日 条例第11号
昭和44年 6 月21日 条例第27号
昭和46年 6 月18日 条例第34号
昭和48年 6 月22日 条例第30号
昭和49年 6 月14日 条例第31号
昭和51年 9 月13日 条例第32号
昭和52年 3 月28日 条例第14号
昭和53年 3 月27日 条例第 6 号
昭和54年 3 月13日 条例第 8 号
昭和54年12月13日 条例第35号
昭和57年 3 月24日 条例第 8 号
昭和59年 3 月31日 条例第10号
昭和60年 3 月26日 条例第 5 号
昭和61年 3 月25日 条例第10号
昭和63年 3 月29日 条例第 8 号
平成元年 9 月 8 日 条例第25号
平成 5 年 3 月24日 条例第13号
平成 8 年 9 月 4 日 条例第36号
平成 9 年 6 月19日 条例第26号
平成12年 3 月21日 条例第13号
平成17年 9 月 6 日 条例第44号
平成18年 9 月 4 日 条例第45号
平成19年 9 月 4 日 条例第30号
平成20年 3 月21日 条例第15号
平成30年 3 月27日 条例第22号
令和元年10月21日 条例第25号

岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例

(目的)

第 1 条 市民の健康と体力の増進を図るとともに文化的・生活向上の用に供する目的をもって、本市に運動広場（青少年広場を含む。）及びテニスコート（以下「運動広場等」という。）を設置し、岸和田市都市公園条例（昭和41年条例第15号）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 運動広場等の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理)

第 3 条 運動広場等は、岸和田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(開場時間及び休場日)

第 3 条の 2 運動広場等の開場時間及び休場日は、別表に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開場時間を変更し、又は休場日を変更し、若しくは別に定めることができる。

(禁止行為)

第 4 条 運動広場等においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) ごみその他汚物を捨てること。
- (3) 他人に危険又は迷惑を感じさせること。
- (4) その他管理に支障がある行為をすること。

(専用使用の許可)

第 5 条 運動広場等を専用して使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(専用使用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 第4条に規定する禁止行為を行うおそれがあると認めるとき。
- (3) その他教育委員会が使用を不適當と認めるとき。

(専用使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用使用の許可を受けた者（以下「専用使用者」という。）に対して使用の許可を取り消し、又は中止を命ずることができる。この場合、専用使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

- (1) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反すると認めたとき。

(使用料)

第8条 専用使用者及び受講者（教育委員会が運動広場等において行うスポーツ・健康教室その他の講座（以下「講座」という。）を受講しようとする者をいう。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特に認める場合においては、後納することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合には、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会において特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより使用料を免除し、又は減額することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 専用使用者は、その使用の権利を譲渡し、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第12条 専用使用者が施設若しくは附属物又は備品等を故意又は過失によって、汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、別に定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第13条 専用使用者は、使用を終了したときは直ちに使用機械器具を所定の場所に返納し、使用場所を原状に復さなければならない。

2 第7条の規定により、使用を取り消されたときもまた同様とする。

(指定管理者による管理)

第14条 運動広場等の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により運動広場等の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条の2の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、運動広場等の開場時間を変更し、又は休場日を変更し、若しくは別に定めることができる。

(指定管理者の行う業務)

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、法令により特別の定めがあるときは、この限りでない。

- (1) 運動広場等の利用に関する業務
 - (2) 運動広場等の利用の料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
 - (3) 利用料金の減免及び還付に関する業務
 - (4) 運動広場等の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (5) 運動広場等で実施する事業の運営に関する業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、運動広場等の管理に関し教育委員会が必要と認める業務
- 2 指定管理者が前項第1号の業務を行う場合においては、第5条、第6条及び第7条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」としてこれらの規定を適用する。
- 3 指定管理者が第1項第3号の業務を行う場合においては、第9条及び第10条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」としてこれらの規定を適用する。

(利用料金)

第16条 第14条第1項の規定により運動広場等の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第8条第1項の規定にかかわらず、専用使用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に認める場合においては、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとする場合もまた同様とする。

3 教育委員会は、前項の承認を行ったときは、速やかに利用料金の額を告示するものとする。
(その他)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年7月1日から適用する。

附 則 (昭和43年3月30日条例第12号)

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

2 岸和田市都市公園条例(昭和41年条例第15号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和44年3月31日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年6月21日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年6月9日から適用する。ただし、岸和田市立葛城運動広場については、昭和44年7月1日岸和田市立春木運動広場については、昭和44年9月1日から施行する。

附 則 (昭和46年6月18日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、岸和田市立常盤青少年広場については、昭和46年8月15日から施行する。

附 則 (昭和48年6月22日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年6月14日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年9月13日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年3月28日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月27日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年3月13日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年12月13日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月24日条例第8号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月26日条例第5号)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

2 改正後の岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた者について適用し、この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年3月25日条例第10号)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

2 改正後の岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた者について適用し、この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年3月29日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 9 月 8 日条例第25号）

この条例は、平成元年10月 1 日から施行し、改正後の岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用することとなる夜間照明設備の使用料について適用する。

附 則（平成 5 年 3 月24日条例第13号）

この条例は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 9 月 4 日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成 9 年 4 月 1 日以後の運動広場等の使用に係る使用料について適用し、同日前の運動広場等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 6 月19日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 項の改正規定中岸和田市立牛ノ口公園弓道場を削る部分は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月21日条例第13号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月 6 日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 9 月 4 日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 9 月 4 日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月21日条例第15号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

3 第 3 条の規定による改正後の岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例別表第 1 項の規定は、平成20年 6 月 1 日以後の運動広場等の使用に係る使用料について適用し、同日前の運動広場等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月27日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 第 1 条の規定による改正後の岸和田市民体育館条例第17条第 1 項の規定による指定及び第 2 条の規定による改正後の岸和田市立運動広場等の設置又は管理に関する条例第14条第 1 項の規定による指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和元年10月21日条例第25号）

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条の 2、第 8 条関係）

1 運動広場等名称等

名称	位置	開場時間	休場日	運動広場等使用料	夜間照明設備使用料
岸和田市立牛ノ口公園運動広場	岸和田市上野町東 1 番 1 号	5 月から 8 月まで 午前 7 時から午後 9 時まで 9 月から翌年 4 月まで 午前 8 時から午後 9 時まで	(1) 12月29日から翌年 1 月 3 日までの日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年	1 時間1,000円	全部点灯した場合 30分ごとに 2,000円 2 分の 1 点灯した場合 30分ごとに 1,500円 4 分の 1 点灯した場合 30分ごとに 1,000円

			法律第178号。 以下「祝日法」 という。)第 2条に規定す る敬老の日 (以下「敬老 の日」とい う。)の前日 及び前々日		
岸和田市立 久米田公園 運動広場	岸和田市 岡山市26 番地の2	5月から8月まで 午前7時から午後6 時まで 9月から翌年4月ま で 午前8時から午 後5時まで	(1) 12月29日 から翌年1月 3日までの日 (2) 祝日法第 2条に規定す るスポーツの 日(以下「ス ポーツの日」 という。)の 前日及び前々 日	1時間 700円	
岸和田市立 葛城運動広 場	岸和田市 畑町四丁 目2番1 号	5月から8月まで 午前7時から午後6 時まで 9月から翌年4月ま で 午前8時から午 後5時まで	(1) 12月29日 から翌年1月 3日までの日 (2) スポーツ の日の前日及 び前々日	1時間1,000円	
岸和田市立 春木運動広 場	岸和田市 八幡町6 番11号	5月から8月まで 午前7時から午後6 時まで 9月から翌年4月ま で 午前8時から午 後5時まで	(1) 12月29日 から翌年1月 3日までの日 (2) 敬老の日 の前日及び 前々日	1時間1,000円	
岸和田市立 八木運動広 場	岸和田市 大町四丁 目10番1 号	5月から8月まで 午前7時から午後6 時まで 9月から翌年4月ま で 午前8時から午 後5時まで	(1) 12月29日 から翌年1月 3日までの日 (2) スポーツ の日の前日及 び前々日	1時間1,000円	
岸和田市立 春木台場青 少年広場	岸和田市 春木泉町 20番48号	規則で定めるところ による。	規則で定めるところ による。	無料	
岸和田市立 菊ヶ池青少 年広場	岸和田市 尾生町 1067番地 の2	規則で定めるところ による。	規則で定めるところ による。	無料	
岸和田市立 神楽目青少 年広場	岸和田市 内畑町 3306番地	規則で定めるところ による。	規則で定めるところ による。	無料	
岸和田市立 奥ノ池青少	岸和田市 山直中町	規則で定めるところ による。	規則で定めるところ による。	無料	

年広場	498番地の1				
岸和田市立臨海青少年広場	岸和田市木材町17番地の1	規則で定めるところによる。	規則で定めるところによる。	無料	
岸和田市立鴨田池青少年広場	岸和田市南上町二丁目290番地	規則で定めるところによる。	規則で定めるところによる。	無料	
岸和田市立茂知谷青少年広場	岸和田市相川町18番地の1	規則で定めるところによる。	規則で定めるところによる。	無料	
岸和田市立大沢青少年広場	岸和田市大沢町656番地	規則で定めるところによる。	規則で定めるところによる。	無料	
岸和田市立牛ノ口公園テニスコート	岸和田市沼町26番23号	5月から8月まで午前7時から午後9時まで 9月から翌年4月まで午前8時から午後9時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) 敬老の日の前日及び前々日	コート1面につき 1時間 700円	コート1面につき 30分ごとに 500円
岸和田市立野田公園テニスコート	岸和田市野田町二丁目20番18号	5月から8月までの月曜日から土曜日まで(祝日法第3条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)午前9時から午後7時まで 9月から翌年4月までの月曜日から土曜日まで(休日を除く。)午前9時から午後5時まで 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) 敬老の日の前日及び前々日	コート1面につき 1時間 700円	
岸和田市立春木台場テニスコート	岸和田市春木泉町20番48号	5月から8月までの月曜日から土曜日まで(休日を除く。)午前9時から午後6時まで 9月から翌年4月までの月曜日から土曜日まで(休日を除く。)午前9時から午後5時まで 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで	(1) 12月29日から翌年1月3日までの日 (2) 敬老の日の前日及び前々日	コート1面につき 1時間 500円	
岸和田市立	岸和田市	5月から8月まで	(1) 12月29日	コート1面につ	

葛城テニスコート	畑町四丁目475番地	午前8時から午後6時まで 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時まで	から翌年1月3日までの日 (2) スポーツの日の前日及び前々日	き 1時間 700円	
----------	------------	--	------------------------------------	---------------	--

備考 運動広場を使用する場合で、アマチュアスポーツ又は保健事業以外のものに使用し、かつ、入場料又は有料会員券等を徴するときは、この表に規定する額の5倍の額を徴収する。

2 講座の受講に係る使用料

区分	使用料
中学生以下の者のみを対象とした講座	講座を受講する者1人につき講座の開催計画日数に150円を乗じて得た額
上記以外の講座	講座を受講する者1人につき講座の開催計画日数に300円を乗じて得た額